

令和 7・8 年度（2025・2026 年度） 熊本県工事入札参加者資格の認定及び格付について（概要）

県内に主たる営業所を有する建設業者の県工事入札参加者資格に関し、今年度は、2年に1度の定期受付の年（＝山年）にあたり、令和7・8年度分についての認定及び順位付けを行う。

併せて、土木一式、建築一式、舗装、電気、管の5業種については、各等級に区分（＝格付）する。

1 入札参加者資格の認定

（1）業者数

	前回 (R6)	今回 (R7・8)	増減
業者数 (実数)	2,659	2,303	△356

（2）業種別

業種	前回 (R6)	今回 (R7・8)	増減	業種	前回 (R6)	今回 (R7・8)	増減
土木一式	1,570	1,408	△162	ガラス	2	1	△1
建築一式	683	570	△113	塗装	213	189	△24
大工	3	4	+1	防水	161	139	△22
左官	3	1	△2	内装仕上	45	36	△9
び・土・コンクリート	717	668	△49	機械器具設置	103	93	△10
石	11	9	△2	熱絶縁	1	1	±0
屋根	29	26	△3	電気通信	105	98	△7
電気	372	310	△62	造園	241	221	△20
管	652	533	△119	さく井	40	37	△3
タイル・れんが・ブロック	3	1	△2	建具	17	12	△5
鋼構造物	41	35	△6	水道施設	417	335	△82
鉄筋	0	0	±0	消防施設	91	76	△15
舗装	939	855	△84	清掃施設	0	0	±0
しゅんせつ	113	100	△13	解体	550	484	△66
板金	9	8	△1	計	7,131	6,250	△881

（3）有効期間

令和7年（2025年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの2年間とする。

2 格付等の方法

(1) 土木一式・建築一式・舗装・電気・管 (= 格付5業種)



- A 経営事項審査における総合評定値 (P点)
- B 県独自に定める格付基準に基づく評価
加点要素・・・工事成績、表彰、社会的貢献度、合併の状況など
減点要素・・・粗雑工事、指名停止の状況など
- C 業種毎の資格要件に応じて各等級に区分
土木 = A1、A2、B、C 建築 = A1、A2、B、C、D
舗装・電気・管 = A、B、C
※ 各等級には、総合点数の基準や、平均完成工事高、1級技術者数、自己資本額などの資格要件あり。新規の者は、最も下位の等級に格付。

(2) 上記以外の24業種

経営点 (客観的評価) のみで順位付け ※合併特例措置を適用される者は加算あり

3 格付における技術点の見直し

(1) 評価項目の廃止

経営事項審査との評価項目の重複解消を図るため、
「エコアクション21の取得状況」の評価を廃止する。

(2) その他

県発注工事に対する入札参加意欲の向上を図るため、
「工事入札参加者の希望による等級の変更措置(※)」を追加する。
※R7・8格付で上位の等級に昇格する場合にR6格付の等級に留まること(これまでの「残留措置」)に加え、
R7・8格付でR6格付の等級より下位の等級に降格することを希望する場合に適用